

青森県報

第三千六百三十二号

平成二十四年
十二月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	… 一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障 害 福 祉 課)	… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水 産 振 興 課)	… 二
区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………	(同)	… 二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(会 計 管 理 課)	… 三
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………	(西 北 地 域 民 局)	… 三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県 民 生 活 文 化 課)	… 三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(同)	… 三
右 同……………	(同)	… 四
建設業者の許可の取消し……………	(東 青 地 域 民 局)	… 四
右 同……………	(中 南 地 域 民 局)	… 五
右 同……………	(同)	… 五
右 同……………	(同)	… 五
出先機関		

道路の位置の指定…………… (西 北 地 域 民 局) …… 六

収用委員会

公示による通知…………… (監 理 課) …… 六

告 示

青森県告示第八百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏 名 又 は 名 称	住所	居宅サービス事業を行う所の種類	事業名称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社彩季	弘前市大字門外三丁目七の二八	弘前市大字城南一丁目二八の一	訪問介護	ヘルパーステーション しおん	平成二四・三・三五	

青森県告示第八百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業所	指 定 年 月 日
株式会社彩	弘前市大字門外 三丁目七の二八	介護予防 訪問介護	ヘルパース ティション しおん	平成 二四・三・二五
			弘前市大字城 南一丁目二八の 一	

青森県告示第八百九十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションふれあい フライン調剤薬 局蔵館店	弘前市大字八幡町三丁目一の一 南津軽郡大鰐町大字蔵館字道添一一の一	平成四・三・一〇 "

青森県告示第八百九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域 区 分
	青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二三三 東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山九三の二 木浪 慎也 功	外ヶ浜第三区域 同組合の地区 館磯山の区域	小型定置漁業 及び底建網漁業
---	-----------------------------	-------------------

東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五九の二 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五九の二 秋田 金治 三浦 〇茂	竜飛今別第五区域 協同組合の地 区のうち、の地 外	総トン数十ト ン未満の漁船 により、主として かつり漁業
--	------------------------------------	---------------------------------------

東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄二 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七九の二 小林 秀則 丸本 末義	三厩村区域 同組合の地区	総トン数二十ト ン未満の漁船に より、主として かつり漁業
--	-----------------	--

青森県告示第八百九十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
青森市大字野内字菊川二六三 青森市大字野内字菊川二二三の二 横内 恵悟 若木 礼次郎	青森市第六加入区

青森県告示第八百九十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十二年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
三沢市中央町三丁目一の一六
川村スポーツ有限公司

青森県告示第八百九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 大間越 西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋 野九二 川 村 幹 文 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六 の三 中 村 清 次 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六 の三 中 村 利 男	期 間 平成二十四年 十二月二十一日 から平成二 十五年一月四 日まで 場 所 大間越漁業 協同組合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人陽だまりの彩苑
- 三 代表者の氏名
村井 ユリ子
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字河原木字高館六六の一三〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の障害者に対して、障害者自立支援法に基づいた福祉に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東チモールに車椅子を送る会

三 代表者の氏名

高田 久美子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字緑ヶ丘二丁目四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、東チモール民主共和国に住み車椅子を必要とする市民に対して車椅子を日本から無料提供する事業を行い、日本と東チモール民主共和国の文化交流と幅広い相互理解に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しやらく

三 代表者の氏名

清水 信敏

四 主たる事務所の所在地

八戸市湊高台二丁目一三の一七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、介護サービスに関する事業、職業能力開発事業

まちづくり・産業創出を目指す地域振興事業、子どもの健全育成事業、消費者保護活動等を行うことよって、地域住民が真の豊かさを感じ、自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東北CALS普及会

三 代表者の氏名

北村 達雄

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字神田四丁目一の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、公共事業に携わるすべての人々に対して、CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）の普及を促進するため情報の共有をはかり、技術の向上を支援する事業を行うことにより、建設分野を超えたCALS/ECの健全な発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大管工業株式会社
- 二 代表者の氏名 大坂 智
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字岩田五〇の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一〇〇四九六号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年十一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社トータルプロセス
- 二 代表者の氏名 村上 健一
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市青山八八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第二〇〇三七四号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社トータルプロセス
- 二 代表者の氏名 村上 健一
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市青山八八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第二〇〇三七四号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、鋼構造物、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 久保田工業
- 二 氏名 久保田 輝男
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本二二の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一三五四六号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認されたことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第五項の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

| 位 置                                | 延 長       | 幅 員      | 指 定<br>年月日       |
|------------------------------------|-----------|----------|------------------|
| 五所川原市大字広田字柳沼<br>七四の一及び七四の一<br>二七の四 | 二六・〇八メートル | 六・〇〇メートル | 平成<br>二四・三・<br>七 |
| 五所川原市大字広田字柳沼<br>七六の四               | 四四・三〇メートル | 六・〇〇メートル | "                |

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定

により公示による通知を行う。

平成二十四年十二月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

氏名 石田嘉四

住所 住所不明 ただし、土地登記簿表題部に記載の住所

青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元八番地二

三 通知すべき書類の保管場所

青森県土木整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成二十五年一月十日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

|                                    |                                          |                              |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|
| （発行所・発行人）<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | （印刷所・販売人）<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|